

# 特別徴収切替申請書

東村山市専用

年 月 日 提出  (届出先) 東村山市長	(特別徴収義務者) 給与支払者	所在地(住所)	〒 -										特別徴収義務者 指定番号	0 0 8				※市町村ごとに異なります			
		フリガナ											納入書要不要	新規の場合、納入書(要・不要)							
		名称(氏名)	⑩										担当者 連絡先	係							
		代表者 職氏名												氏名							
法人番号											電話	- -									
給与所得者	フリガナ											旧姓					普通徴収 切替期別	期別を○で囲んでください。 〔1・2・3・4〕期以降を切替希望 ※普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。			
	氏名																				
	生年月日	昭和・平成 年 月 日										特別徴収 開始希望月	( )月分 ( 月 日納期分)から 特別徴収の開始を希望します。 ※開始希望月に記載がない場合は到達日から起算し東村山市が設定いたします。								
	1月1日現在の住所	〒 - 東村山市										届出理由	1. 入社 2. その他( )								
	現在の住所	〒 - ※1月1日現在の住所と違う場合に記入してください。										受給者番号	※通知書に記載を希望する場合のみ記入								
												月割額の 連絡希望日	【電話連絡について】通知書が間に合わない場合のみ連絡します。ただし、5～7月の期間については市からの電話連絡ができません。貴事業所において、通知書発送日(※)を確認の上、特別徴収開始予定月を設定してください。※東村山市では毎月15日が申請締切、月末に通知書を発送します。 月 日 までに月割額の連絡が必要です。								

## 【添付書類】

- 普通徴収の納付書 (二重納付防止のため、残りの納付書を添付してください。納期が過ぎていないものに限りです。)
 

すでに納付済みの分や口座振替の場合は不要です。また6月中旬よりも前に申請する場合、普通徴収の納入書の発送前のため添付書類は不要です。

## 【注意事項】

- 本申請書は特別徴収開始月の前月15日までに、市役所へ届くようにご提出ください。  
なお、新年度の6月分から徴収開始希望の場合は4月10日頃までにはご提出ください。
- 納期限を過ぎた普通徴収分は、特別徴収へ切替できません。本人が納めるように必ずお伝えください。
- 口座振替を登録している方の特別徴収への切替は普通徴収納入書の納期限の1ヶ月前を目安に余裕をもって申請してください。
- 65歳以上の方については、年金所得に係る税額を給与からの特別徴収に追加することはできません。

市処理欄			
個番	変期		／
明・1・2・3・4・給	月分	円	
口座	有・無	差	月分 円
税連	／	・	・ 済
年税	円 - 済	円 = 残	円

【提出先】 〒189-8501 東村山市本町1丁目2番地3 東村山市役所 市民部 課税課 市民税係